資金収支計算書

(自) 平成 27 年 4 月 1 日 (至) 平成 28 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 伊達睦会

(単位・四)

	勘定科目	予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
	保育事業収入	220, 290, 000	220, 282, 440	7, 560	······································
	保育所運営費収入	208, 080, 000	208, 069, 040	10, 960	
	私的契約利用料収入	270,000	278, 400	△8, 400	and the second second second second second
	その他の事業収入	11, 940, 000	11, 935, 000	5,000	
収	経常経費寄付金収入	100,000	100, 000	0	
1 1	受取利息配当金収入	38,000	29, 461	8, 539	
	その他の収入	1, 370, 000	1, 340, 000	30,000	
	利用者等外給食費収入	1, 340, 000	1, 340, 000	0	*** ** * * * * * * * * * * * * * * * * *
	· 雜収入	30,000	0	30,000	
	事業活動収入計(1)	221, 798, 000	221, 751, 901	46, 099	
	人件費支出	162, 080, 000	162, 000, 248	79, 752	***************************************
	職員給料支出	81, 320, 000	81, 267, 235	52, 765	*** * *** ** **** *********************
	職員賞与支出	29, 700, 000	29, 556, 876		****
	-	34, 160, 000		143, 124	
	退職給付支出		34, 097, 802	62, 198	
	法定福利費支出	1, 300, 000	1, 489, 720	△189, 720	
	事業費支出	15, 600, 000	15, 588, 615	11, 385	
:		31, 658, 000	30, 752, 981	905, 019	
	給食費支出	15, 400, 000	15, 357, 464	42, 536	******************************
	保健衛生費支出	1,060,000	987, 886	72, 114	
	保育材料費支出	5, 500, 000	5, 346, 260	153, 740	
	水道光熱費支出	4,710,000	4, 594, 163	115, 837	
	燃料費支出	940,000	705, 595	234, 405	7 (Table 117 a.m.) - 7 a a a a a a a a a a a a a a a a a a
	消耗器具備品費支出	1, 975, 000	1, 946, 574	28, 426	***************************************
	保険料支出	700,000	573, 317	126, 683	
	賃借料支出	1, 220, 000	1, 213, 872	6, 128	***************************************
	車輌費支出	3,000	2, 988	12	
支	雑支出 (事業)	150,000	24, 862	125, 138	
出	事務費支出	17, 659, 000	16, 420, 541	1, 238, 459	
	福利厚生費支出	920,000	773, 922	146, 078	
	旅費交通費支出	360,000	315, 510	44, 490	
	研修研究費支出	150,000	80, 000	70,000	
	事務消耗品費支出	5, 902, 000	5, 757, 564	144, 436	
	印刷製本費支出	443, 300	405, 958	37, 342	***************************************
	修繕費支出	6, 280, 000	5, 878, 139	401,861	
	通信運搬費支出	530,000	491, 879	38, 121	
	会議費支出	157, 500	111, 568	45, 932	***************************************
	広報費支出	531, 200	469, 320	61,880	
	業務委託費支出	1, 220, 000	1, 141, 837	78, 163	
	手数料支出	190,000	172, 641	17, 359	
	土地・建物賃借料支出	350,000	350, 000	0	***************************************
	租税公課支出	7,000	7, 200	△200	
	諸会費支出	25,000	24, 100	900	and the second section of the second section is a second section of the section
	雑支出(事務)	593, 000	440, 903	152, 097	
	事業活動支出計(2)	211, 397, 000	209, 173, 770	2, 223, 230	
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	10, 401, 000	12, 578, 131	△2, 177, 131	·····
:	施設整備等補助金収入	128, 800, 000	128, 803, 000	△3, 000	
収	施設整備等補助金収入	128, 800, 000	128, 803, 000		
入	施設整備等収入計(4)	128, 800, 000		△3,000	
収入	固定資産取得支出		128, 803, 000	△3,000	
支	建物取得支出	137, 430, 000	137, 421, 568	8, 432	
支出	構築物取得支出	2, 270, 000	2, 268, 000	2,000	
/ I ' '	1世紀704以1寸人山	350,000	345, 600	4, 400	

支	建設仮勘定支出	131, 350, 000	131, 353, 000	△3,000	
世	施設整備等支出計(5)	137, 430, 000	137, 421, 568	8, 432	
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		△8, 630, 000	△8, 618, 568	△11, 432	***************************************
	積立資産取崩収入	4, 200, 000	4, 393, 420	△193, 420	
· 山又	退職給付引当資産取崩収入	0	193, 420	△193, 420	
日美		2, 400, 000	2, 400, 000	0	***************************************
	保育所施設・設備整備積立資産取崩収入	1,800,000	1,800,000	0	
	その他の活動収入計(7)	4, 200, 000	4, 393, 420	△193, 420	
	積立資産支出	6, 115, 000	6, 029, 920	85, 080	
-1:	退職給付引当資産支出	2, 715, 000	2, 629, 920	85, 080	***************************************
支出	保育所繰越積立資産支出	2, 900, 000	2, 900, 000	0	
	保育所施設・設備整備積立資産支出	500, 000	500, 000	0	
	その他の活動支出計(8)	6, 115, 000	6, 029, 920	85, 080	***************************************
<u></u>	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	△1, 915, 000	△1, 636, 500	△278, 500	***************************************
予	備費支出(10)	0		o	***************************************
当	期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	△144, 000	2, 323, 063	△2, 467, 063	***************************************

前期末支払資金残高(12)	8, 400, 000	35, 170, 820	△26, 770, 820	
当期末支払資金残高(11)+(12)	8, 256, 000	37, 493, 883	△29, 237, 883	

事業活動計算書

(自) 平成 27 年 4 月 1 日 (至) 平成 28 年 3 月 31 日

社会福祉法人名 伊達睦会

(単位・四)

	勘定科目	M2 左	さなな はらみ ない	単位	***************************************
-T		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-	- (B
	保育事業収益	220, 282, 440	PRINTED IN 11-11-11-11-11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1		
	保育所運営費収益	208, 069, 040			
収	私的契約利用料収益	278, 400			
益	その他の事業収益	11, 935, 000			***************************************
	経常経費寄付金収益	100,000			
	サービス活動収益計(1)	220, 382, 440			
	人件費	168, 132, 748			
	職員給料	81, 267, 235			
	職員賞与	21, 072, 876			
	賞与引当金繰入	12, 180, 000		***************************************	
	非常勤職員給与				
	退職給付費用	34, 097, 802			
***************************************	法定福利費	3, 926, 220		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	事業費	15, 588, 615			
		30, 752, 981			
	給食費 (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	15, 357, 464		er end year end of the comment of th	
	保健衛生費	987, 886			
	保育材料費	5, 346, 260			
	水道光熱費	4, 594, 163	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	燃料費	705, 595			
	消耗器具備品費	1, 946, 574			,
	保険料	573, 317			
	賃借料	1, 213, 872			
	車輌費	2, 988			
費	維費	24, 862			
用用	事務費	16, 420, 541			
	福利厚生費	773, 922			
	旅費交通費	315, 510	The state of the s	Martina di Salahan mendenaman yang cara salah yang salah yang salah yang salah salah salah salah salah salah s	
	研修研究費	80,000			
	事務消耗品費	5, 757, 564			
	印刷製本費	405, 958	- No. of the Control		all a harborita and an
	修繕費	5, 878, 139		THE CONTRACTOR OF THE STATE OF	
	通信運搬費	491, 879			
	会議費	111, 568		*****	
	広報費	469, 320			
	業務委託費				
	手数料	1, 141, 837			
	土地・建物賃借料	172, 641			
	和税公課 和税公課	350, 000			
	Control of the contro	7, 200			
	諸会費 ### (#27)	24, 100			
	維費(事務)	440, 903			
	減価償却費	7, 768, 601			
	国庫補助金等特別積立金取崩額	△3, 316, 688			
ļ	サービス活動費用計(2)	219, 758, 183		***************************************	
 	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	624, 257			
	受取利息配当金収益	29, 461			
収	その他のサービス活動外収益	1, 340, 000			
益	利用者等外給食収益	1, 340, 000			
1881	サービス活動外収益計(4)	1, 369, 461			
費用_	サービス活動外費用計(5)	0			
<u></u>	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	1, 369, 461			
経常	s增減差額(7)=(3)+(6)	1, 993, 718			******
1	施設整備等補助金収益	128, 803, 000			

1	ı	1		
特	収	施設整備等補助金収益	128, 803, 000	
17	益	特別収益計(8)	128, 803, 000	
別		固定資産売却損・処分損	4	
増		器具及び備品売却損・処分損	4	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1
減	費	国庫補助金等特別積立金積立額	128, 803, 000	
/政	用	その他の特別損失	2, 489, 095	1. Co. Co. Co. Co. Co. Co. Co. Co. Co. Co
の		国庫補助 会計基準移行時 過年度分修正額	2, 489, 095	(A)
部		特別費用計(9)	131, 292, 099	
		特別増減差額(10)=(8)-(9)	△2, 489, 099	
	当其	月活動増減差額(11)=(7)+(10)	△495, 381	
	前其	用繰越活動増減差額(12)	52, 966, 111	
	当其	月末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	52, 470, 730	
繰	その	つ他の積立金取崩額(15)	4, 200, 000	
繰越活	人	、件費積立金取崩額	600,000	
古動	修	等繕積立金取崩額	300,000	
動増減差額	储	品等購入積立金取崩額	1, 500, 000	The state of the s
一般	伢	R育所施設・設備整備積立金取崩額	1,800,000	
	その)他の積立金積立額(16)	3, 400, 000	
の部	修	E 繕積立金積立額	800,000	
	備	情品等購入積立金積立額	2, 100, 000	11.00
		と 育所施設・設備整備積立金積立額	500,000	
	次其	月繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	53, 270, 730	

貸借対照表

平成 28 年 3 月 31 日 現在

社会福祉法人名 伊達睦会

(畄位・四)

							<u>(単位</u>	: 円)
資	産 の 部			負 債 の 部				
	当年 度末	前年 度末	増 減		当年 度末	前年 度末	増	減
流動資産	50, 167, 692			流動負債	19, 843, 809			
現金預金	36, 966, 418			事業未払金	0			***************************************
事業未収金	0			未払費用	10, 727, 652			
未収金	13, 201, 274			預り金	0			
その他の流動資産	0			職員預り金	1, 946, 157			
THE CONTROL OF THE CO				賞与引当金	7, 170, 000			
固定資産	306, 478, 489			固定負債	18, 974, 185	The second secon		
基本財産	258, 973, 705			退職給付引当金	18, 974, 185	7.0 to 1.0 to 1.		***************************************
建物	258, 973, 705			負債の部合計	38, 817, 994		****	
その他の固定資産	47, 504, 784	***************************************		純 資	産の	部		waterwater
建物	2, 772, 228			基本金	10, 456, 720			
構築物	946, 329			第一号基本金	8, 013, 138			***************************************
車輌運搬具	1			第三号基本金	2, 443, 582			
器具及び備品	5, 346, 625			国庫補助金等特別積立金	235, 700, 737			
建設仮勘定	0			その他の積立金	18, 400, 000			***************************************
ソフトウエア	60, 416			人件費積立金	2, 400, 000			***************************************
投資有価証券	1, 005, 000			修繕費積立金	3, 900, 000			
退職給付引当資産	18, 974, 185			備品等購入積立金	5, 600, 000			
保育所繰越積立資産	11, 900, 000			保育所施設・設備整備積立金	6, 500, 000		1	
保育所施設・設備整備積立資産	6, 500, 000			次期繰越活動增減差額	53, 270, 730			
				(うち当期活動増減差額)	△495, 381			
				純資産の部合計	317, 828, 187			
資産の部合計	356, 646, 181			負債及び純資産の部合計	356, 646, 181			Adamson

社会福祉法人現況報告書 平成 28 年4月1日現在

I 基本情報

* CE37 T.	1(3.1)									
所轄庁	Mary the	4								
法人名	社会福祉法人 伊達	を 注たる事 を 接所の所 〒 在地	052 - 0027	伊達市大町18	電話番号 0142	- 23	— 4017 FAX番	-号 0142 —	23 –	4017
ホーム ページアド レス		メールアドレス	dateho@mine	os.ocn.ne.jp 安月日	昭和32年3	3月19日	設立登記 年月日	昭和32	年4月26日	
代表者	氏名	年齢 公表/非公表	公表/非公表	住所	職業	就	任年月日			
, ,	大越 郁夫	非公表	非公表		法人施設長	平成2	1年6月24日			

		.,,,,
Π	惠	丵

社会福祉事業	種類	施設名·事業所名	公表/非	所在地	事業開始 年月日	定員	実施 各分野の 事業が同 一施設(敷 地)で実施	形態 全ての事業が同一施設(敷地)で実施
第								
児童 第						ļ		
童一	保育所	伊達保育所	公表	伊達市大町18	S30.4.1	60		
祖先	保育所	うす保育所	公表	伊達市有珠町1-1	H14.4.1	30		
種	保育所	ふたば保育所	公表	伊達市館山下町160-8	H26.4.1	90		
第	地域子育て支援拠点事業	子育て支援センターくろーばー	公表	伊達市館山下町160-8	H28.4.1			
老一								
人種					4-1-1-1-1-1			İ
福第								ĺ
老人福第二種				MANAGEMENT CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PROP				ĺ
第一種 第二種								
庫 二					75707000000000000000000000000000000000		1	į
者性				A				İ
福売				MANAGEMENT AND AND AND AND AND AND AND AND AND AND				
第								
そ種								
の開発								
他 空	<u>kan dan kanana ang kanana kan ang kanana ang kanana ang kanana ang kanana ang kanana ang kanana ang kanana an</u> Kanana kanana ang kanana ang kanana ang kanana ang kanana ang kanana ang kanana ang kanana ang kanana ang kana						\	
種		***************************************		***************************************			V	

種類(番号を記載)	施設名·事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
- 益事 業				

- 1 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- 2 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等を支援する事業
- 3 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- 4 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- 5 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- 6 子育て支援に関する事業
- 7 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- 8 ボランティアの育成に関する事業
- 9 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)
- 10 社会福祉に関する調査研究等
- 11 事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業
- 12 介護保険法の居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、 地域支援事業を市町村から受託する事業
- 13 有料老人ホーム
- 14 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業
- 15 公益的事業を行う団体に事務所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
- 16 その他(

	種類(番号を記載)	施設名·事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
収益事					
業					

- 1 法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル
- 2 駐車場の経営
- 3 公共的、公共的施設内の売店の経営
- 4 その他 (

	種類(番号を記載)	施設名·事業所名	所在地	事業開始年月日	事業規模(定員)
その他の事業					
の事業					

- 1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免
- 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施
- 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施
- 4 災害時における各種支援活動の実施
- 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施
- 6 他法人との連携による人材育成事業
- 7 その他 (

)

	定員	現員																			
	氏名						親族等特殊関係者の有無				資格						施設整備又は	San		評議	
		項	職業		任期	親族	他の社 会福祉 法人の 役員	その他	理事の親族	社会福 祉事業 の学識 経験者	地域の 福祉関 係者	地域の代表者	施設長	利用者 の家族 の代表	その他	運営と 密接に 関連する業を行う者	理事との兼務	職員との兼務	評議員へ出席 田数		
評議員						~															
						~										-					
					***************************************	~		_													
						~															
						~															
				***************************************	***************************************	~															
						~															
						~															
						~												-			
					***************************************	~			-							*	ļ				
		施	没名			氏名		j	就任年月	日	法令等に定め	る資格の有無		L	<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>			L
施設長		·				***************************************															
			***************************************						***			·									
職員	常勤専従	É	常勤	兼務 換算数		非常	·勤 換算数				<u> </u>										
法人本部				1火异 奴			1央异	1													
施設								-													
//ERX	1		A .	出席者	女 書面出	席者数	監事出席の有無	É						決議事	टाइ						Distribusions.
加事人	No.	I >				/// II. II. X								レく呼及う	3 - J.R						
理事会				***************************************							***************************************										
	AND AND A	U.L.		occinitation	Francisco de Company		u.v. 1.720														**************************************
評議員	開催	笙年月月	1	田席有多	文 監事出席	おの有無							决詞	義事項							
一 会				************************																	

監事監	監査	至年月日	Ξ Ε	Ę	<u> </u>	J	監査報告の	与無			指摘事項	頁					Ġ.	大善事項			
查					~~~																

Ⅳ 資産管理

平成 27 年3月31日現在 担保提供の状況 不動産 所轄庁の 承認の有 無 の所有 所在地 面積 評価額(千円) 提供年月日 借入額(千円) 借入先 償還期限 状况 基本財産 建物 伊達市大町18 伊達市館山下町160-8 伊達市山下町118-2 384.75 m² 23,272 930.23 m² 221,082 725.82 m² 14,618 進用財産 建制 建物 公益事業用財産 地 上地 建物

v	7	മ	他

1 その	D他							平成 28	年4月1日現在	
	定款	役員名簿	評議員名簿	財産目録	事業計画書	事業報告書	役員報酬規程	第三者評価結果	苦情処理結果	
129-1	∞ 公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	
広報	は 公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	
新		公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	公表していない	
	ĺ	前々年度の財務諸	表				財務諸表			
`]	貸借対照表	資金収支計算書	事業活動計算書		寸照表		支計算書	事業活動計算書	(事業活動収支計算書)	
]		貝亚状人可弄旨	(事業活動収支計算書)		公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	公表方法(予定)	公表時期(予定)	
インターオ	300 LT 61	公表していない	公表していない	法人HP	7~9月	法人HP	7~9月	法人HP	7~9月	
広報		公表していない	公表していない	公表予定なし		公表予定なし		公表予定なし		
新聞		公表していない	公表していない	公表予定なし		公表予定なし		公表予定なし		
	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度
		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)		費用(千円)
公路会計	4	Cont., pp. 37000000 10000 2000 10000 10000 10000 20000 10000 10000 10000 10000 10000 10000 10000 10000 10000 1	Balancia de Caración de Caraci					20 3-45-0 20- 310-180-120-12-1 A-220-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-12-		
監査法	X .									
税理										
その										
					•				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
指摘事	4									
			平成	年	度 平成	年度	平成	年度		
	受番	施設·事業所名	17/2	費用(千円		費用(千円)	- 174	費用(千円)		
育三者				Vije i Vije i se	/	尺小川(川川)		月/川(111)		
評価										
									平成 2	3 年3月31日現在
H- Um v	为公运光光 2		指定介護	老人	介護老人保健					and the second s

			,								半风	28 年3月31日現在
S##: 460.1				指定介護老人		介護老人保健						
準拠し	社会福祉法人	社会福祉法人	AND AND AND AND AND AND AND AND AND AND	福祉施設等会	訪問看護会			土にいく ヘニしせつは	- 	A 311/ A = 1 ++ 31/-		
ている	新会計基準	旧会計基準		計処理等取扱		施設会計· 栓	授産会計基準			企業会計基準		その他
会計基	MAHAT	T A TI A		指導指針	h1 //11-11-11/1	理準則						
進				1日 全1日本1								
7	0											

平成 28 年度の法人の経営状況 (総括表)

1. 法人単位の資金収支の状況

1. 法人単位の資金収支の状況	
項目	金額(千円)
(1)事業活動資金収支差額	12,578
①事業活動収入	221,751
・介護報酬等の公費(※)	
•利用者負担金(※)	
・その他収入	1,340
②事業活動支出	209,173
•人件費支出	162,000
•事業費支出	30,752
•利用者負担軽減額	
・その他支出	
(2)施設整備等資金収支差額	▲ 8,618
①施設整備等収入	128,803
・施設整備補助金等の公費	128,803
·その他収入	
②施設整備等支出	137,421
(3)その他の活動資金収支差額	1 ,636
①その他の活動収入	4,393
②その他の活動支出	6,029
当期末資金収支差額	2,323
前期末支払資金残高	35,170
当期末支払資金残高	37,493

- (※)医療事業収入分を除く。(社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。)
- (※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

2. 法人単位の事業活動の状況

項目	金額(千円)
(1)サービス活動増減差額	624
①サービス活動収益	220,382
②サービス活動費用	219,758
減価償却費	7,768
国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 3,316
その他サービス活動費用	
(2)サービス活動外増減差額	1,369
①サービス活動外収益	1,369
②サービス活動外費用	
(3)特別増減差額	2 ,489
①特別収益	128,803
②特別費用	131,292
当期活動増減差額	▲ 495
前期繰越活動増減差額	52,966
当期末繰越活動増減差額	52,470
基本金取崩額	0
その他の積立金取崩額	4,200
その他の積立金積立額	3,400
次期繰越活動増減差額	53,270

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3. 法人単位の資産等の状況

項目	金額(千円)
(1)資産の部	356,646
①流動資産	50,167
②固定資産	306,478
(2)負債の部	38,817
①流動負債	19,843
②固定負債	18,974
(3)純資産の部	317,828
減価償却累計額	69,874

(※)端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

4. 積立金の状況

貸借対照表上の 積立金の勘定科	積立目的	本年度末時 点の積立金	積立計 画の有 無	傾坐日標頤	施設整備の場合					
目	(K-7-1+1)	額(千円)		(千円)	整備事由	整備時期	整備対象施設名			
人件費積立金	将来の人件費高騰に備えて	3,000								
修繕積立金	施設の老朽化に伴う修繕費用	3,400								
備品等購入積立金	老朽化が進む遊具等の購入費用	5,000								
保育所施設·設備整備積立金	施設の整備改修に備えて	7,800								

5. 関連当事者との取引の内容

			資産総額(千円)	事未りハウム 1	議決権の所有割合	関係四	内容	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残 高(千 円)
種類	法人等の名称	住所				役員等の兼務 等	事業上の関 係				

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

事業概要		実施の有無	事業開始年度	本年度支出額(千円)
1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免				
2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施				
3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施				
4 災害時における各種支援活動の実施				
5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施				
6 他法人との連携による人材育成事業				
7 その他 ()			

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「一」を記載している。

社会福祉法人 伊 達 睦 会

昭和32年 3月19日 認 可 昭和32年 4月15日 成 立 昭和43年 2月19日 変更認可 昭和57年 7月 8日 変更認可 昭和62年 5月11日 変更認可 昭和62年 5月20日 変更認可 昭和62年 8月20日 変更認可 平成 5年 3月 9日 変更認可 平成10年 3月30日 変更認可 平成11年 3月 8日 変更認可 平成14年 3月27日 変更認可 平成17年 6月 9日 変更認可 平成18年11月14日 変更認可 平成21年11月24日 変更認可 平成25年10月28日 変更認可 平成26年 7月29日 変更認可 平成27年 7月29日 変更認可 平成28年 3月22日 変更認可

社会福祉法人伊達睦会定款

第一章 総則

(目的)

- 第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
- (1) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 保育所の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人伊達睦会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を北海道伊達市大町18番地に置く。

第二章 役員及び職員

(役員の定数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名
- 2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。
- 3 理事長は、この法人を代表する。
- 4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、 理事のうちに一名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはな らない。

(役員の任期)

- 第六条 役員の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は再任されることができる。
- 3 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

(役員の選任等)

- 第七条 理事は、理事総数の三分の二以上の同意を得て、理事長が委嘱する。
- 2 監事は、理事会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

- 第八条 役員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員の地位にある ことのみによっては、支給しない。
- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

- 第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、 日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告 する。
- 2 理事会は、理事長がこれを招集する。
- 3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを召集しなければならない。
- 4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 5 理事会は理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決すること ができない。
- 6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合 を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
- 8 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要 領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならな

(理事長の職務の代理)

- 第一○条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の 理事が、順次に理事長の職務を代理する。
- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事 会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

- 第一一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。
- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び伊達市長に報告するものとする。
- 3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(職員)

- 第一二条 この法人に、職員若干名を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て、 理事長が任免する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第三章 資産及び会計

(資産の区分)

- 第一三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 北海道伊達市大町18番地3所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建伊達保育所園舎 一棟(407.10平方メートル)
- (2) 北海道伊達市館山下町160番地8所在の鉄骨造陸屋根平屋建ふたば保育所園舎 一棟(937.23平方メートル)付属する木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建ふたば 保育所物置 一棟(19.87平方メートル)
- (3) 北海道伊達市山下町118番地2所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建旧ふたば 保育所園舎 一棟 (725.82平方メートル) 附属する木造亜鉛メッキ鋼板ぶき 平屋建旧ふたば保育所物置 一棟 (9.93平方メートル)
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続

きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、伊達市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、伊達市長の承認は必要としない。
 - (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資にかかる担保に限る。)

(資産の管理)

- 第一五条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実 な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

第一六条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第一七条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の 三分の二以上の同意を得なければならない。

(決算)

- 第一八条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度 終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得な ければならない。
- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備え置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第一九条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終

わる。

(会計処理の基準)

第二〇条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第二一条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第四章 解散及び合併

(解散)

第二二条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第二三条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第二四条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、伊達市長の 認可を受けなければならない。

第五章 定款の変更

(定款の変更)

- 第二五条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、 伊達市長の認可(社会福祉法第四三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係 るものを除く。)を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を 伊達市長に届け出なければならない。

第六章 公告の方法その他

(公告の方法)

第二六条 この法人の公告は、社会福祉法人伊達睦会の掲示場に掲示するとともに、官報

又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第二七条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長 栗林鉄治郎

常務理事 小西哲也

理 事 大越潮郁

』 川見乙松

"木村茂雄

" 寺山慶雄

監 事 鳥井庄作

水越英一